

国民健康保険税の税率などが変わります

平成24年度の

国民健康保険税

国民健康保険税は、加入者（被保険者）の皆さんが病気やけがをした時の医療費などに使われる大切な財源です。

しかし、近年の医療費の増加に伴う町の国保基金減少などにより、国民健康保険事業の運営が非常に厳しくなり、国民健康保険税の税率を引き上げざるを得ない状況となりました。今回の税率改定により、一人当たりの保険税は約5・2%増となります。

なお、津別町では賦課限度額の改定以外、平成18年度以降、税率改定は行なっていないため、税率改定は行なっていないままです。今回、税率改定により加入者の皆さんにはご負担をおかけしますが、皆さんの健康を守り、国保会計の安定的運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

平成24年度の保険税の納付書につきましては、6月中旬に発送予定ですのでよろしくお願ひします。

津別町の医療給付費の推移

津別町の平成23年度一人当たり医療給付は約28万4千円で、平成21年度、22年度の減少傾向から、6・8%の増加に転じる見込みです。

主な原因は、高額な医療が必要な方が前年より増加したことで、主な病名としては悪性腫瘍、脳疾患、虚血性心疾患となっています。

また、津別町の患者数の上位は高血圧、糖尿病、消化器系となっています。

医療費を抑えるポイント

- ① 定期的な健診を受けましょう。
- ② 重複受診はやめましょう。
- ③ 休日受診や夜間受診を見直しましょう。
- ④ かかりつけ医とかかりつけ薬局をもちましょ。
- ⑤ 薬のもらいすぎに気をつけましょ。

問い合わせ先

保健福祉課健康医療グループ
☎76-2151（内線228）



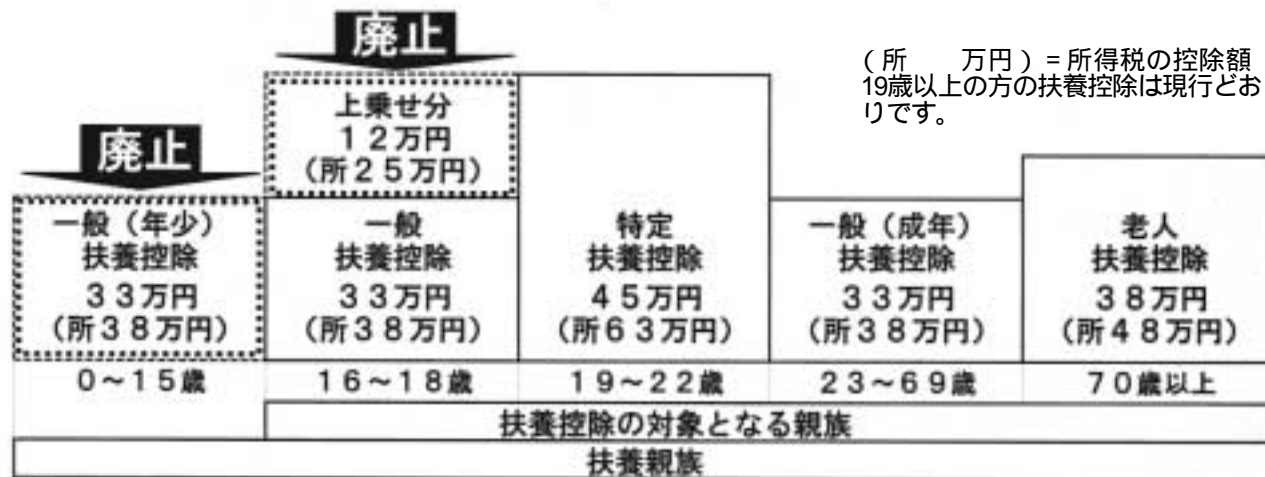
町道民税の扶養控除が変わります！

16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）が廃止されます。

16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円となります。

なお、特定扶養控除に関して、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）及び、70歳以上の老人扶養控除（38万円）については現行のままで変更はありません。

町道民税の扶養控除



モデルケース サラリーマンの夫が専業主婦の妻と1歳と5歳の子を扶養している場合

給与収入	町道民税額(平成23年度)	町道民税額(平成24年度)	負担増額
300万円	24,000円	95,000円	71,000円
500万円	158,000円	231,500円	73,500円
700万円	309,500円	375,500円	66,000円

上記は給与収入の10%を社会保険料と仮定して計算しています。実際の税額は個人の状況によって変わります。

年少扶養控除は廃止されますが、町道民税の非課税限度額の算定に扶養親族の人数が必要となりますので、ご申告時に16歳未満の扶養親族の方をご申告していただく必要があります。

問い合わせ先 住民企画課 税務担当 ☎76-2151（内線220・221）

平成24年度国民健康保険税の税率改定一覧表

	所得割額	資産割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
	加入者の前年所得から計算した課税総所得金額	加入者の当年度固定資産税【土地・建物】	加入者1人につき	加入世帯1世帯につき	1世帯当たりの年間最高納付額
国民健康保険税【医療保険分】	4.3% 5.3%	30.0% (変更なし)	23,200円 24,200円	21,200円 21,700円	510,000円 (変更なし)
後期高齢者支援分	1.05% (変更なし)	8.2% (変更なし)	5,800円 (変更なし)	5,400円 (変更なし)	140,000円 (変更なし)
介護保険分	0.77% (変更なし)	7.0% (変更なし)	8,400円 (変更なし)	5,600円 (変更なし)	120,000円 (変更なし)

65歳以上75歳未満の方	40歳以上65歳未満の方	40歳未満の方
医療保険分と後期高齢者分を合わせて納めます。	医療保険分と後期高齢者分と介護保険分を合わせて納付します。	医療保険分と後期高齢者分を合わせて納めます。介護保険分は含めません。
保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援分	保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援分 + 介護保険分	保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援分
介護保険分は年金から介護保険料として別に課税されます。		40歳から介護保険分を納付。

国民健康保険税の納付方法
国民健康保険税は、被保険者の年齢によって違ってきますのでご確認ください。

国民健康保険税増減比較表

世帯構成	旧税率(年税額)	新税率(年税額)
2人家族(70代) 年金収入 153万円 固定資産 0円	25,300円	26,100円 (800円増額します)
2人家族(30代) 収入額 240万円 固定資産 30,200円	158,600円	172,800円 (14,200円増額します)
3人家族(50代) 収入額 442万8千円 固定資産 59,300円	326,300円	356,500円 (30,200円増額します)

国民健康保険税の減免
天災や失業等特別な事情がある場合において、国保税の納付が著しく困難と認められるときは、減免の適用を受けられる場合があります。

国民健康保険税の軽減
前年所得が一定額以下の世帯は、均等割額と平等割額について所得に応じて7割・5割・2割が軽減されます。
加入者の方で、前年の所得の申告をされていない場合は、軽減の適用にはなりませんので、必ず申告をしてください。